

16. 準耐火構造の住宅の仕様

16.1 45分準耐火構造の住宅の仕様

- 16.1.1 一般事項 1. 45分準耐火構造の住宅（建築基準法第2条第9号の3のイに該当する住宅をいう。）の防火仕様はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を、耐火構造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条に規定する構造をいう。）又は国土交通大臣の準耐火構造の認定（建築基準法第2条第7号の2及び令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合には、この項によらず特記による。
2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りではない。

用語

準耐火構造の住宅 フラット35技術基準上の準耐火構造の住宅とは、主要構造部を準耐火構造としたもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものをいい、本仕様書では「省令準耐火構造の住宅（本仕様書14による仕様）」、「45分準耐火構造の住宅」及び「1時間準耐火構造の住宅」について、それぞれの仕様を示している。

- (1) 「省令準耐火構造の住宅」とは、建築基準法に基づく準耐火構造に準ずる防火性能を有する住宅として、勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ(2)に規定する住宅又はその部分の基準に適合する住宅をいう。枠組壁工法住宅における省令準耐火構造の仕様は、本仕様書の本章14.1から14.11において具体的仕様を示している。この他にも、省令準耐火構造として機構が承認した住宅及び工法を用いた住宅についても、省令準耐火構造の住宅となる。
- (2) 「45分準耐火構造の住宅」とは、主要構造部が建築基準法施行令第107条の2で定める準耐火性能に関する技術的基準に適合する住宅をいう。準耐火性能を満足するものについては、建築基準法第2条第7号の2に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1358号（準耐火構造の構造方法を定める件）において定められており、本章16.1（45分準耐火構造の住宅の仕様）において、具体仕様を示している。
- (3) 「1時間準耐火構造の住宅」とは、建築基準法第2条第9号の3のイに該当するもののうち、壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当する耐火性能（通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能）を有する住宅をいう。この性能を満足するものについては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1380号「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」において定められており、本仕様書では、本章16.2（1時間準耐火構造の住宅の仕様）において具体仕様を示している。

16.1.2 外壁の耐力壁

16.1.2.1 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- 室内に面する部分
- ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張り。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
- ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は次による。
- イ. 防火被覆材は、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビスまたはこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。
- ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

- ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
- ハ. 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。
- ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16.1.2.2 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。

- 屋外に面する部 分 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に金属板張り。
- ☐ロ. 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗り。
- ☐ハ. モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ニ. セメント板又はかわらの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ホ. 厚さ25mm以上のロックウール保温板の上に金属板張り。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

- イ. 防火被覆材は、500mm以下の間隔で配置したたて枠及び土台、はり、胴縁その他の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
- ロ. 留め金具の間隔は、防火被覆材の周辺部及び中間部は200mm以下とする。
- ハ. 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。
- ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

用語

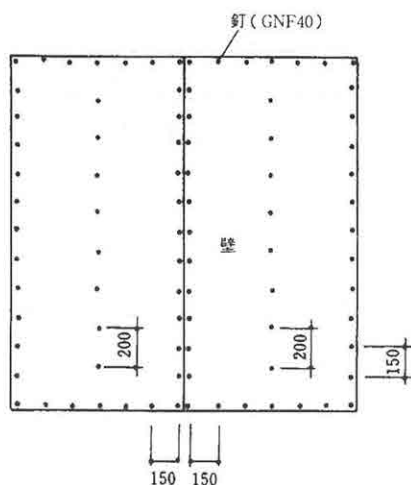
木質系セメント板 (JIS A 5404) 木片とセメントを主原料として圧縮成形したものであり、硬質木片セメント板（記号；HF）及び普通木片セメント板（記号；NF）などがある。これらはJIS A 1321（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）に規定する難燃2級又は3級に合格している。

繊維強化セメント板 (JIS A 5430) 本章8.11（内装のせっこうボード張り・その他のボード張り）の用語解説による。

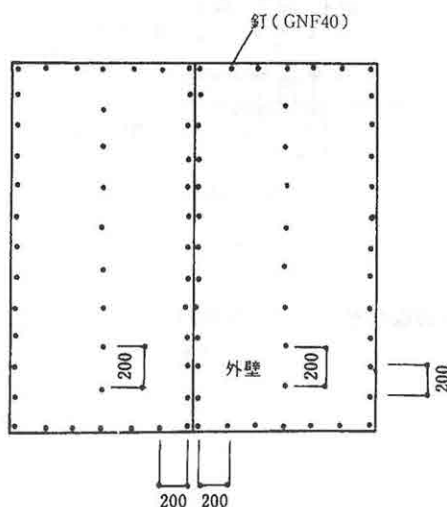
参考図16.1.2-1 防火被覆材の留付け方法

(A) 外壁（タテ貼り）

(a) 室内側防火被覆材の留付け詳細

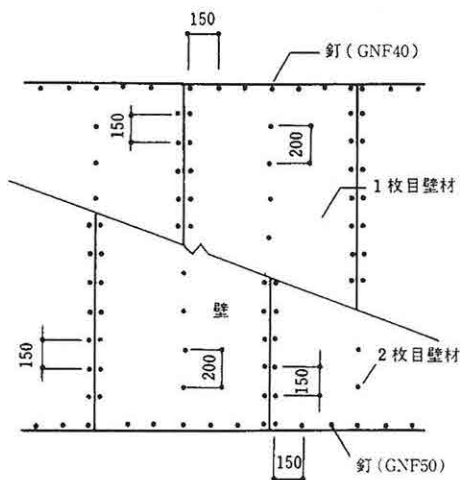


(b) 屋外側防火被覆材の留付け詳細

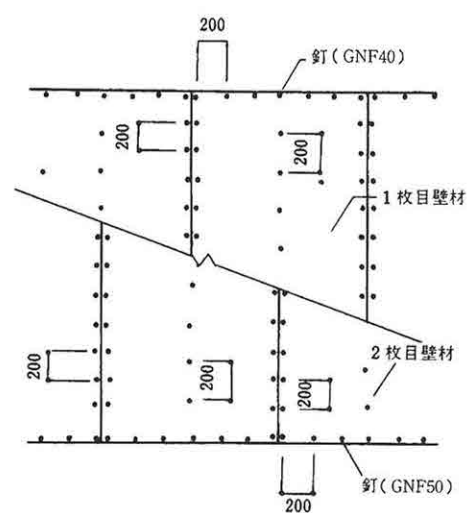


(B) 外壁（重ね貼り）

(a) 室内側防火被覆材の留付け詳細



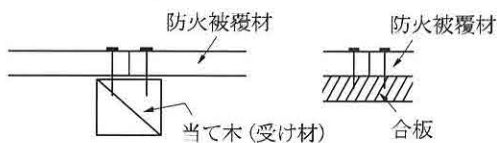
(b) 屋外側防火被覆材の留付け詳細



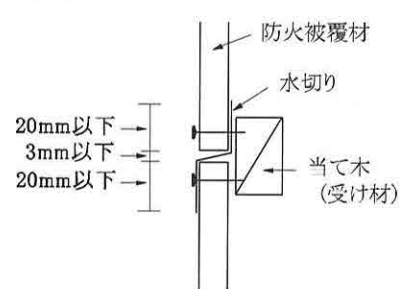
防火被覆材の目地処理 防火被覆材の目地部分は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、参考例として次の方法が考えられる。

参考図16.1.2-2 防火被覆材の目地処理

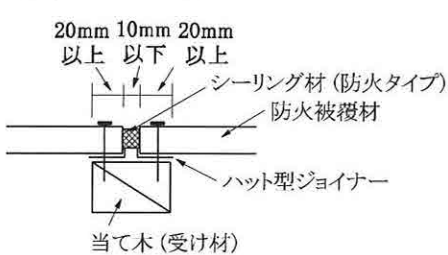
(A) 突きつけ目地



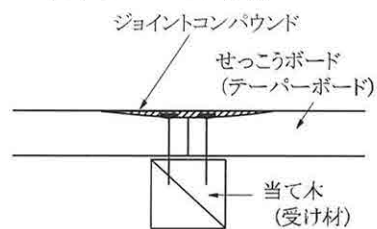
(B) 水切り目地



(C) シーリング目地

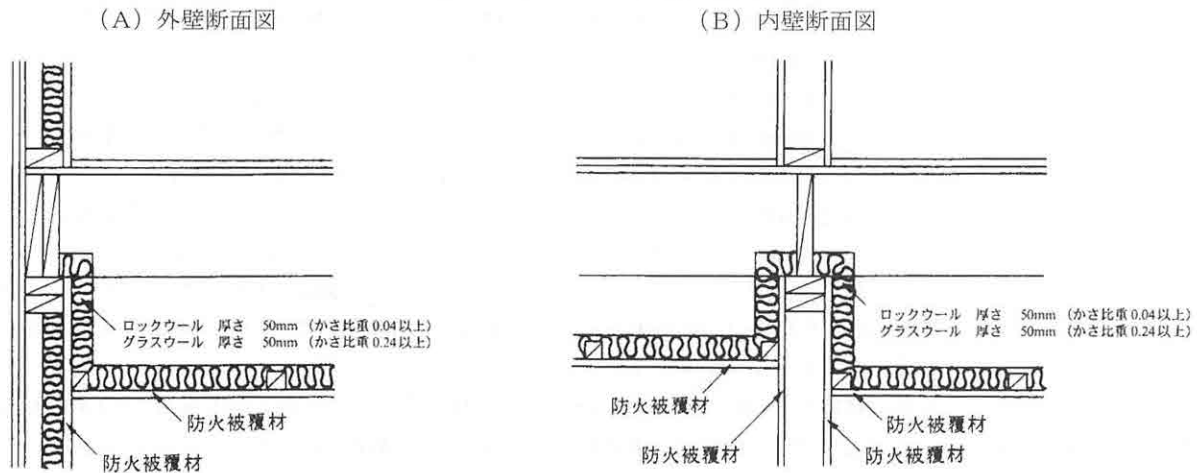


(D) テーピング目地

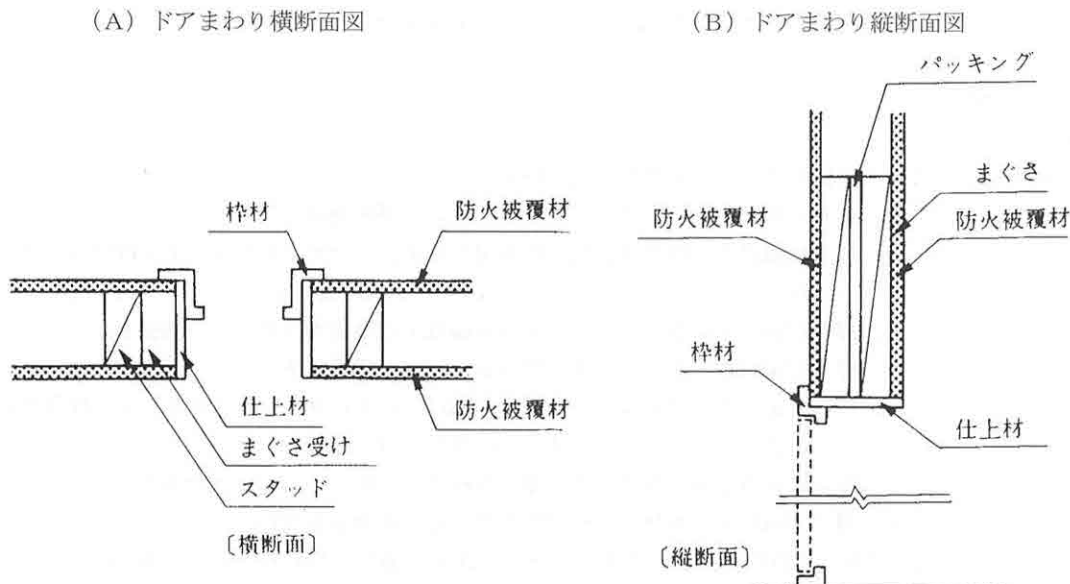


防火被覆材の取合部 防火被覆材の取合部は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、有効に防火被覆を補強することが重要である。

参考図16.1.2-3 防火被覆材の取合部



参考図16.1.2-4 開口部廻りの処理



16.1.3 外壁の非耐力壁

16.1.3.1 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。ただし、延焼の恐れのある部分については、本章16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の1による。

- 部分
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の3による。

16.1.3.2 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。

- の屋外に面する部分
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に金属板張り。
 - ☐ロ. 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗り。
 - ☐ハ. モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
 - ☐ニ. セメント板又はかわらの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
 - ☐ホ. 厚さ25mm以上のロックウール保温板の上に金属板張り。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

のとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.2(外壁の耐力壁の屋外に面する部分)の3による。

16.1.4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)張り。
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
 - ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。
2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の3による。

16.1.5 住戸間の界壁
(連続建) 住宅間の界壁の仕様は、本章4.10.14(住戸間の界壁)による。

16.1.6 柱 柱を設ける場合の防火被覆は、本章16.1.4(界壁以外の内壁)に準じる。ただし、本章16.1.2(外壁の耐力壁)及び本章16.1.3(外壁の非耐力壁)に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。

16.1.7 界床以外の床
(最下階の床を除く。)

16.1.7.1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- ☐イ. たたみ敷きの床(ポリスチレンフォームの畳床を除く。)
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート(以下「合板等」という。)の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ8mm以上の硬質木片セメント板張り。
- ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上の軽量気泡コンクリート張り。
- ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のモルタル、コンクリート(軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。)敷き流し。
- ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のせっこうを塗ったもの。
- ☐ト. 厚さ30mm以上の木材(木材で造られた荒床の厚さを含む。)

2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

16.1.7.2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分、又は直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。

又は直下の天井

- ☐イ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、又は厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。

2. 1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

- イ. 防火被覆材は、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のG N F 釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
- ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
- ハ. 防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、根太、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。
- ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分(床上部)の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち、本章16.1.7.1(床の表側の部分)のロ及びへのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

16.1.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は、次による。

16.1.8.1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- ☐イ. たたみ敷きの床(ポリスチレンフォームの畳床を除く。)
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート(以下「合板等」という。)の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
- ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の軽量気泡コンクリート板張り。
- ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のモルタル、コンクリート(軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。)敷き流し。
- ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のせっこう敷き流し。
- ☐ト. 厚さ40mm以上の木材(木材で造られた荒床の厚さを含む。)

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

16.1.8.2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分、又は直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。

又は直下の天井 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。

☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。

☐ハ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。

☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.7.2(床の裏側の部分又は直下の天井)の3による。

16.1.9 は り はりの防火被覆は、本章16.1.7.2(床の裏側の部分又は直下の天井)に準じる。ただし、本章16.1.7(界床以外の床(最下階の床を除く。))に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。

16.1.10 屋根・軒裏 1. 屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏(延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。))の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分是不燃材料で造り又はふくものとする。

☐イ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。

☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)又は厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。

☐ニ. 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板張り。

☐ホ. 本章16.1.3.2(外壁の非耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。

2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)にあっては、次のいずれかとし、屋根の表側の部分是不燃材料で造り又はふくものとする。

- ☐イ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの。
 - ☐ロ. 繊維混入ケイ酸カルシウム板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの。
 - ☐ハ. 厚さ18mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ニ. 厚さ20mm以上の鉄網モルタル塗り。
 - ☐ホ. 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板。
 - ☐ヘ. 本章16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1に掲げる防火被覆材。
- 3.1及び2に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

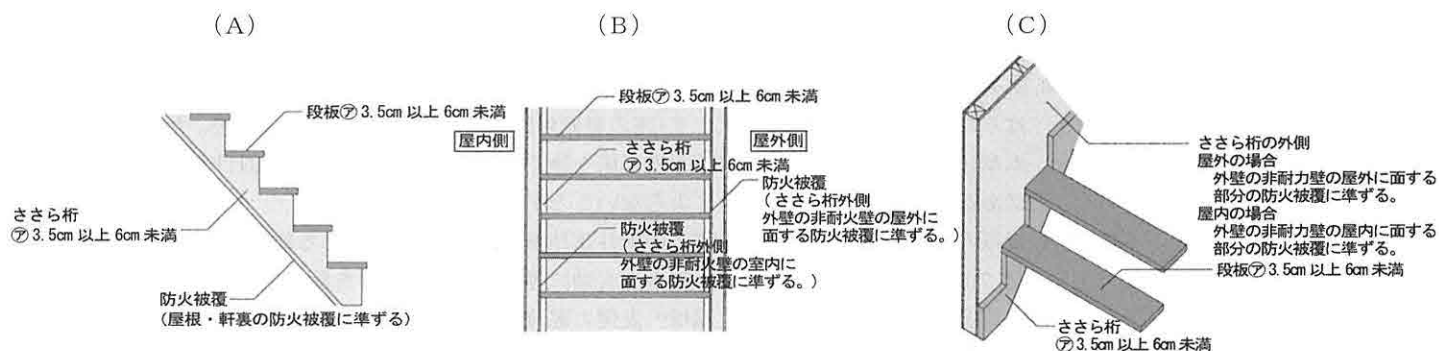
4. 防火被覆材の取付方法は次による。

- イ. 防火被覆材は、たる木、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
- ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
- ハ. 防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、たる木、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。
- ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16.1.11 階段 階段を木材で造る場合には、段板及び段板を支える桁は次のいずれかとする。

- ☐イ. 厚さ6cm以上とする。
- ☐ロ. 厚さ3.5cm以上とし、段板の裏側を本章16.1.10（屋根・軒裏）の1の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を本章16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）（屋外側の場合は本章16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。
- ☐ハ. 階段の裏側を本章16.1.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を本章16.1.4（界壁以外の内壁）（屋外側の場合は本章16.2.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。

参考図16.1.11 階段の防火被覆の例



16.1.12 その他の措置

16.1.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁については、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するため次のいずれか又はこれらと同等以上のファイヤーストップ材を3m以内ごとに設ける。

- ☐イ. たて枠と同寸の寸法型式の製材
- ☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボード
- ☐ハ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板
- ☐ニ. 厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）

☐ホ. 厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）

16.1.12.2 壁と床等の接合部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部、階段と床の接合部に、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するためにファイヤーストップ材を設ける。
なお、ファイヤーストップ材の種類は、本章16.1.12.1（壁内部の措置）による。

16.1.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周りには、防火上支障のない措置を講じる。

16.1.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は、特記による。

16.2 1時間準耐火構造の住宅の仕様

16.2.1 一般事項 1.1時間準耐火構造の住宅の防火性能はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を耐火構造（建築基準法施行令第107条に規定する耐火性能を有する構造をいう。）または国土交通大臣の1時間準耐火構造の認定（令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合は、この項によらず特記による。

2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りでない。

16.2.2 外壁の耐力壁

16.2.2.1 外壁の耐力壁の室内に面する部分 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ハ. 厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。

☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。

☐ホ. 厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。

2.1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は、本章16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.2.2 外壁の耐力壁の屋外に面する部分 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。

☐イ. 厚さ18mm以上の硬質木片セメント板張り。

☐ロ. 厚さ20mm以上の鉄網モルタル塗り。

2.1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

16.2.3 外壁の非耐力壁

16.2.3.1 外壁の非耐力壁の室内に面する部分 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は、本章16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）の1による。ただし延焼の恐れがある部分については、本章16.2.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）による。

2.1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.3.2 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は本章16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1による。ただし、延焼の恐れのある部分については、本章16.2.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）による。

2.1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は本章16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

- 16.2.4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は、本章16.1.2.1(外壁の耐力壁の室内に面する部分)の3による。
- 16.2.5 住戸間の界壁 住戸相互間の界壁の構造は、本章4.10.14(住戸間の界壁)による。
- 16.2.6 柱 柱の防火被覆は本章16.2.4(界壁以外の内壁)に準ずる。ただし、本章16.2.2(外壁の耐力壁)及び本章16.2.3(外壁の非耐力壁)に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.2.7 界床以外の床(最下階の床を除く。)
- 16.2.7.1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. たたみ敷きの床(ポリスチレンフォームの畳床を除く。)
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート(以下「合板等」という。)の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の軽量気泡コンクリート板張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のモルタル、コンクリート(軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。)敷き流し。
 - ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のせっこう敷き流し。
 - ☐ト. 厚さ40mm以上の木材(木材で造られた荒床の厚さを含む。)
2. 1に掲げる材料の品質はJ I S、又はJ A Sに適合するもの、もしくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 16.2.7.2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分または直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- 又は直下の天井 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.024以上)、又は、厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付け方法は本章16.1.7.2(床の裏側の部分又は直下の天井)の3による。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分(床上部)の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち本章16.2.7.1(床の表側の部分)のロ及びへのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

- 16.2.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は本章16.2.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））による。
- 16.2.9 は り はりの防火被覆は本章16.2.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の項に準じる。ただし、本章16.2.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.2.10 屋根・軒裏
1. 屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏（延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）を除く。）の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。
 - ☐イ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ホ. 本章16.2.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1に掲げる防火被覆材。
 2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）にあつては、本章16.1.10（屋根・軒裏）の2のイ、ロ、ハ、ニのいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。
 3. 1及び2に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 4. 防火被覆材の取付方法は、本章16.1.10（屋根・軒裏）の4による。
- 16.2.11 階 段 階段を木材で造る場合は、段板及び段板を支える桁は本章16.1.11（階段）による。
- 16.2.12 その他の措置
- 16.2.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の壁の内部の措置は、本章16.1.12.1（壁内部の措置）による。
 - 16.2.12.2 壁と床等の接合部分の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部並びに階段と床の接合部の防火措置は本章16.1.12.2（壁と床等の接合部の措置）による。
 - 16.2.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周辺部の措置は本章16.1.12.3（照明器具等の周辺の措置）による。
 - 16.2.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は特記による。